

会員資格等に関する規程

平成18年5月23日 制定

平成29年4月4日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県健康産業協議会（以下「協議会」という。）の会員資格等を定めることを目的とする。

(入会資格)

第2条 協議会に入会しようとするものは、次の各号の要件を充たしていなければならない。

- (1) 本社又は支店及び営業所等の事業所が、県内に所在するもの
- (2) 営業活動に必要な許認可をうけているもの

(会員の遵守義務)

第3条 会員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法律等を遵守すること
 - (2) 消費者に対し、商品の内容、取引の条件など正確な情報を提供すること
 - (3) 消費者などの苦情には、迅速かつ的確に誠意ある対応をすること
 - (4) 消費者の不利益を招き、または招くおそれのある販売をしないこと
 - (5) 同業他社またはその製品を不当に誹謗する言動をとらないこと
 - (6) 詐欺的行為を講ずるなどの不法な営業活動を行わないこと
 - (7) その他、協議会が不適切と判断する行為を行わないこと
- 2 前項に違反し、協議会の信用、権威を失墜させるような行為が発生した場合には、「協議会の名誉を著しく損ねた」とみなすこととする。

(会員の種別)

第4条 会員は、正会員と賛助会員の2種類とし、正会員のみ総会における議決権を与えるものとする。

- (1) 正会員は、健康食品又は沖縄コスメの製造又は販売を主たる業務として行っているものとする。
- (2) 賛助会員は、協議会の趣旨に賛同し、協議会の事業の円滑な実施に協力しようとするものとする。

(入会)

第5条 正会員になろうとするものは、次の各号に掲げる書類を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 入会申込書（様式1-1）
 - (2) 加盟念書（様式2）
 - (3) 登記簿謄本の写し
 - (4) 営業活動に必要な許認可書類の写し（食品製造業営業許可証もしくは営業報告書又は、化粧品製造販売業許可証など、その他営業に必要となる許可証）
 - (5) 取扱商品のパンフレット等
- 2 賛助会員になろうとするものは、次の各号に掲げる書類を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 入会申込書（様式1-2）
 - (2) 加盟念書（様式2）
 - (3) 登記簿謄本の写し
 - (4) 会社案内

(入会の承認及び通知)

第6条 前条による申請があった場合、理事会において入会の可否について審査し、会長は速やかにその結果を申請者へ通知するものとする。

2 理事会の開催が相当期間先になる場合は、前項の審査を書面にて行うことができる。

(退会)

第7条 会員は、退会届(様式3)を会長に提出して、任意に退会することができる。

(変更の届出)

第8条 会員は、代表者氏名、住所、電話番号その他の入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに所定の変更届(様式4)に、登記簿謄本の写しを添えて、協議会事務局に提出しなければならない。

2 前項の変更により規程第3条に定める会員の種別に合致しなくなった場合、協議会は、会員にその旨を通知し、該当する種別に変更することができる。

(会員の更新)

第9条 会員からの退会届の提出または資格喪失がない限り、自動的に更新するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員である組織が消滅したとき
- (3) 会費を請求後3ヶ月間納入しないとき
- (4) 協議会の名誉を著しく損ねたとき

(規程の変更等)

第11条 この規程は、協議会定款に反しない限り、理事会で追加、修正、変更の決定を行うことができる。

(疑義)

第12条 この規程に関連して疑義が生じた場合は、理事会で検討し決定するものとする。

附則

この規程は、平成18年5月23日から適用する。

第4条において規定している総会における議決権について、平成18年4月1日現在において、すでに入会している会員は、平成19年3月31日まで従来どおり、総会における議決権を有するものとみなす。

附則

(平成29年4月4日 理事会議決) 第2条(2)を削り、(3)を(2)とする。この変更規程は、平成29年4月4日から施行する。

附則

(平成29年6月8日 理事会議決) 第5条(4)への括弧書きで追加する。この変更規程は、平成29年4月4日から施行する。